



Osaka Gakuin University Repository

Title	生命保険法の改正（二・完） Das neue Lebensversicherungsrecht (2)
Author(s)	中西 正明 (Masaaki NAKANISHI)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 37 巻第 1 号 : 29-63
Issue Date	2010.09.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

生命保険法の改正（二・完）

中 西 正 明

- I 総説
- II 生命保険契約の意義及び要素
- III 生命保険契約の成立
- IV 保険者の責任の開始
- V 告知義務
- VI 保険契約者及び保険金受取人の義務（以上は大
学院大学法学研究三五卷二号所収）
- VII 保険者の義務
- VIII 第三者のためにする生命保険契約
- IX 保険金請求権の譲渡等についての被保険者の同意
- X 生命保険契約の終了

VII 保険者の義務⁽¹⁾

三〇 書面交付義務（保険証券交付義務）

(1) 商法では、保険者は、保険契約者の請求により、保険証券を作成してこれを保険契約者に交付することを要する旨を定めるとともに（商法六四九条一項・六八三条一項）、生命保険の保険証券には、①保険契約の種類、②被保険者の

氏名、③保険金受取人を定めたときはその者の氏名、④保険者の負担した危険、⑤保険金額、⑥保険料およびその支払の方法、⑦保険期間を定めたときはその始期及び終期、⑧保険契約者の氏名または商号、⑨保険契約の年月日、⑩保険証券の作成地およびその作成の年月日、の各事項を記載し、保険者がこれに署名しなければならないと規定していた（商法六七九条）。

(2) これに対して保険法では次のように定めている。

第四〇条（生命保険契約の締結時の書面交付） ① 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者

に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない

一 保険者の氏名又は名称

二 保険契約者の氏名又は名称

三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項

五 保険事故

六 その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行うものとして生命保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第五六条第一項第一号の通知をなすべき旨が定められているときは、その旨

十 生命保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

② 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならぬ。

(3) 商法では「保険証券」といつていたのに、保険法ではこの言葉を使用していない。その理由については、保険法では共済契約も保険契約の中に含まれるところ（同法二条二号）、共済契約では例えば共済証書という名称が使用される場合があること、保険証券という言葉では、その法律上の性質が有価証券であるかのように誤解される可能性があり、問題があること等を考慮したものであるといわれている。しかし、この後者の点は、保険法の規定の上でその趣旨が十分に出ているとは考えられない。そして保険法四〇条は任意規定である。保険会社の生命保険契約に関して保険証券の言葉を使用することは差支えないと解すべきであろう。本稿でも保険証券という言葉を使用することがある。

(4) 商法では、保険者は保険契約者から保険証券交付の請求があつた場合にこれを交付すべきものとしていたが、保険法では保険契約者から請求があつたことは要件ではない。保険者は、保険契約者の請求の有無にかかわらず保険証券を交付しなければならない。ただし、従来の生命保険の実務では、保険者は保険契約者の請求がない場合でも保険証券を交付するのが通常であつたといわれている。

(5) 保険証券の記載事項の面でも若干の相違がある。とくに保険法四〇条一項九号の「第五六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨」は、保険法であらたに加えられたものである。これは危険増加の通知義務に関する事項である。

三一 保険給付を行なう義務（保険金支払義務）

商法では生命保険契約の定義規定である商法六七三条では「生命保険契約は当事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支払ふべきことを約し相手方が之に其報酬を与ふることを約するに因りて其効力を生ず」と規定しており、保険者の免責事由を定める六八〇条一項の柱書では「左の場合に於ては保険者は保険金額を支払ふ責任をせず」と規定している。これらの規定の下で学説は「保険者は保険事故が生じたときに保険金を支払う義務を負う。ただし、保険者免責事由に該当する場合には、保険者は保険金支払義務を負わない」等の説明をしてきた。

これに対して保険法では、生命保険契約において保険者がなすべき給付は「金銭の支払に限る」という規定はあるが（二条一号）、生命保険契約については、保険金額、保険金支払義務、保険金請求権という言葉は使用していない。保険法は、生命保険契約については「保険給付」という言葉を多く使用している。例えば保険法二条八号によれば、生命保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に關し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。保険法四〇条一項七号によれば、保険契約締結時に保険者が保険契約者に対して交付する書面には「保険給付の額及びその方法」を記載すべきである。保険者免責事由を定める保険法五一条一項柱書では「死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない」と規定している。

保険法がこのように生命保険契約に關して保険金、保険金額、保険金支払義務、保険金請求権等の言葉を使わない理由は、明らかでない。しかし、本稿の以下の説明では、従来の学説・判例上の議論とのつながりの面を考慮し、生命保険契約についても、これらの言葉を使用することとする。

三二 保険金支払義務 (支払事由)

上記三一でもある程度述べたが、保険者は、保険契約所定の保険事故が発生したとき、したがって①生存保険の場合には被保険者が生存して満期を迎えたときに、②死亡保険の場合には保険期間内に被保険者が死亡したときに、③養老保険の場合には被保険者が保険期間内に死亡したとき、又は被保険者が生きて満期を迎えたときに、保険金を支払う義務を負う。これが生命保険契約にもとづく保険者の中心的な義務である。ただし、死亡保険については、被保険者の自殺などの保険者免責事由があり、これに該当する場合には、保険者は保険金支払義務を負わない。

三三 保険金支払義務 (保険者免責事由)

- (1) 商法は、保険者は次の場合には保険金額を支払う責任を負わないものとしていた。
- ① 被保険者が自殺、決闘その他の犯罪又は死刑の執行によつて死亡したとき(六八〇条一項一号)。
- ② 保険金額を受取るべき者が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金額の一部を受取るべき場合においては、保険者はその残額を支払う責任を免れることができる(六八〇条一項、二号)。
- ③ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(商法六八〇条一項、三号)。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱によつて死亡したとき(商法六四〇条、六八〇条一項)。
- (2) これに対して保険法では次のように定めている。

保険法五一条(保険者の免責) 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任

については、この限りでない。

一 被保険者が自殺をしたとき。

二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除く）。

三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前二号に掲げる場合を除く）。

四 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

(3) これによれば、商法所定の保険者免責事由のうちの「被保険者が決闘その他の犯罪又は死刑の執行によって死亡したとき」は、保険法では保険者免責事由ではなくなっている。この免責事由は、商法の規定の下では、約款の規定によりこれを保険者免責事由から除外している保険会社が相当数あったものである。商法の規定の下におけるかかる約款規定（従って犯罪行為による死亡の場合にも保険金を支払う旨の約款規定）の効力については、学説では見解がわかれ、①かかる約款規定は犯罪者をして後顧のうれいなく犯行につかせるもので無効であるとする見解と、②犯罪行為による死亡の場合に保険金の支払をなすべきものとしても、生命保険契約が不法の目的に利用される危険性や、生命保険契約が犯罪を助長するおそれそれほど大きくなく、また犯罪者に対する制裁はその者自身に限定するのが適当であるので、かかる場合にも保険金を支払うべきものとする約款規定も無効とする必要はないとする見解とがある。

保険法は「被保険者の犯罪行為による制裁をその遺族に科すのは相当でないことなどから」、決闘その他の犯罪又は死刑の執行による死亡を保険者免責事由から除外したと説明されている。保険法の下では、犯罪行為による死亡の場合に保険金を支払う旨の約款規定は有効と解すべきことになる。

(4) 被保険者の自殺がその時期のいかんを問わず保険者免責事由となることは、商法の場合と同様である。商法の

規定の下における約款では、保険者の責任開始の日から一定の期間を定め（これを「自殺免責期間」という）、この期間内における自殺を保険者免責事由とする旨を定めているのが通常である。自殺免責期間の長さは保険会社によつて異なり、二年であることが多いが、これを三年としている会社もある。保険法の下におけるこの約款規定の取扱いが問題となるが、保険法五一条は任意規定であり、この約款規定は保険法によつて直接の影響をうけるものではないと解釈される。保険者はそのことを希望する場合には、保険法の下でも約款で自殺免責期間を定めることができる。

三四 保険金支払義務（履行期）

(1) 保険者が保険金の支払をするには、保険事故の発生不発生、保険者免責事由の存否等、保険金請求権に関連する諸事項について確認する必要がある、そのための時間が必要である。このこととの関連で、保険金支払義務の履行期はどのように考えるべきかが問題となる。

(2) 商法にはこの問題についての特別の規定がなく、民法の規定との関係では、保険金支払義務は「債務の履行について期限を定めなかった場合」にあたり、民法四一二条三項により、保険者は「履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う」と解するのが通説的見解である。

(3) 商法の規定の下における保険約款では、これに関する規定を設けているものがある。生命保険契約では、①保険金支払事由が生じたときは、保険契約者及び保険金受取人は直ちにそれを会社に通知することを要する旨、及び②保険金受取人は約款所定の（被保険者の死亡診断書等の）必要書類を提出して保険金を請求することを要する旨を定めるとともに、③保険者は事実の確認のためとくに時日を要する場合のほか、上記の必要書類が会社の本店に到達してか

ら五日以内に保険金を支払う旨を定めているのが通常である。ここに定められている保険者が支払をなすべき期間を猶予期間ということがある。

(4) この種の約款規定は、火災保険契約の約款にもみられる。火災保険約款では、「当会社は、保険契約者又は被保険者が第一七条（損害または傷害発生の場合の手続）の規定による手続きをした日から三〇日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います」と規定している（同約款二三条）。

(5) 最高裁判平成九年三月二五日判決（民集五一巻三号一五六五頁）は、この火災保険約款の規定について、この規定の本文は、三〇日の猶予期間の経過により保険金支払の履行期が到来することを定めた保険金支払時期についての約定と解することができるが、但し書は、合理性がなく、「これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず」、保険会社は三〇日の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつたときでも、右期間の経過後は保険金の支払について遅滞の責を負う、と判示している。

この事件の保険契約では、昭和六〇年一月三日に火災が発生した。関係者による放火の疑いがあり、警察の捜査が行なわれていたが、決め手を得るに至らないまま、平成四年一月二日の経過により放火事件の公訴時効が完成した。原告（被保険者である会社）が保険金の支払及び昭和六〇年一月四日からの遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告（保険会社）は故意の保険事故招致による免責を主張するとともに、保険金支払義務があるとされる場合にその支払につき被告が遅滞の責任を負うのは、平成四年一月三日からであると主張した。第二審裁判所は、保険者の故意の事故招致による免責の主張を排斥して保険者は保険金支払義務を負うものとしたが、原告の遅延損害金の支払請求につい

ては、保険者は平成四年一月二日までは必要な調査を終えることができなかつたものであるとして、同日までの分の請求を棄却した。これに対して最高裁は、保険者は、被保険者が約款一七条の手続をした日から三〇日を経過した日である昭和六〇年三月七日から遅延損害金を支払う責任があるとみるべきであり、原審の判断には約款の解釈を誤つた違法があると判示している。

(6) 最高裁平成九年三月二五日判決は、上記のように、火災保険約款二二条の本文は、三〇日の猶予期間の経過により保険金支払の履行期が到来することを定めた保険金支払時期についての約定と解することができるが、同約款の二二条但し書きは合理性がなく、これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできないと判示している。この判旨中の約款二二条ただし書に関する最高裁の判断は次のとおりである(①②③等の記号は筆者がつけたものである)。

「……約款二二条ただし書は、保険会社が右猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつたときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払う旨を定めている。しかし、①右ただし書の文言は極めて抽象的であつて、何をもちつて必要な調査というのか条項上明らかでないのみならず、②保険会社において必要な調査を終えるべき期間も明示的に限定されていない。加えて③保険会社において所定の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつた場合に、一方的に保険契約者等の側のみ保険金支払時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方保険会社の側は支払期限猶予の利益を得るとするならば、それは前例示の損害保険契約の趣旨、目的と相いれないところである。したがつて、④保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情がある場合を除き、保険金支払時期の延伸について保険会社が全く責任を負わないという結果を直ちに是認すべき合理的理由を見いだすことはできない。⑤以上を勘案すれ

ば、同条ただし書は、これ自体では契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合にあっては、速かにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するほかはない。そうすると、危険防止のために被災現場への立入りが制限されていたなど、保険会社と保険契約者等のいずれの責に帰すこともできない理由により猶予期間内に所要の調査を終えることができなかつた場合にも、保険会社は、保険金に猶予期間経過後の遅延損害金を付して支払わなければならないことになるが、さきに判示したところに照らせば、むしろ、このように解することが、当事者間の衡平にかなうとともに、損害保険契約における双方当事者の意思に沿うものというべきである。」

(7) 私見は、この判決には疑問があると思う。本判決は、保険会社に早い時期から遅延損害金を支払わせることをとくに重視する見解をとり、保険会社に対して、保険事故等の調査が終るより前に保険金を支払うという困難な作業を行なうことを要請するものである。

(8) これに対して保険法では次のように規定している。

第五二条（保険給付の履行期）① 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

② 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

③ 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(五二条一項及び五二条二項は、片面的強行規定である。保険法五二条)。

(9) 保険法五二条一項によれば、約款で保険給付を行なう期限を定めているときは、原則としてそれが履行期となる。しかし、約款所定の履行期までの期間が長い場合については、それが実質上一定範囲で短縮されることがある。すなわち、約款所定の履行期が「保険事故、保険者が免責される事由、その他の保険給付を行うために確認することが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間」を経過する日後の日であるときは、その相当の期間を経過する日が保険給付を行なう期限となる。この規定にいう「保険給付を行うために確認することが生命保険契約上必要とされる事項」とは、「その点の確認をすることが生命保険契約の性質上必要な事項」の意味ではなく、「その点の確認をすることが約款においてあらかじめ定められている事項」の意味であると解されている。⁽⁴⁾これによれば、保険者は保険給付の請求に対しどのような事項について確認をするのか、自社が確認をする事項を約款で一々個別的具体的に示しておく必要があることになる。例えば告知義務違反の有無について確認するのであれば、そのことを約款で定めておく必要がある。

保険法五二条一項の「保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項」との文言及びこれに関する以上の解釈は、上記(6)で述べた最高裁判平成九年三月二十五日判決の「火災保険約款二二条」ただし書の文言は極めて抽象的であつて、何をもつて必要な調査といふのか条項上明らかでない」等の判旨を考慮したものかと思

われるが、実際にそうであるかどうかは明らかでない。

保険法五二条一項でいう「相当の期間」も意味がわかりにくいだが、萩本修編著・これ一冊でわかる！新しい保険法五八頁では、これは「合理的な期間」であるとし、「ここでいう合理的な期間（条文上は「相当の期間」）は、同種の保険契約において一般的・類型的にどの程度の期間がかかるかを基準に判断することになります」と説明している。

(10) 五二条二項によれば、約款で保険給付を行なう期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

前記の五二条一項では、保険者が「保険事故、保険者が免責される事由、その他の保険給付を行なうために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするため」の相当の期間が保険者に容認される。それに対して第二項では「当該請求に係る保険事故の確認をするため」に必要な期間だけが保険者に認められる。第一項が定めている「保険者が免責される事由」等の確認をするために必要な期間は、保険者に容認されない。そのことの理由としては、「保険者は免責事由等の調査に必要な期間を考慮して期限を定めることができたにもかかわらず、期限を定めなかった以上、あくまでも必要最低限の確認をするために必要な期間に限って遅滞の責任を負わないこととするのが相当であると考えられます」と説明されている。⁽⁵⁾

(11) 保険法五二条三項は、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく保険者の調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者はこれにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わないことを定めている。

三五 保険金支払義務 (消滅時効)

(1) 商法は保険金支払義務は二年の時効によつて消滅すると定めていた(商法六六三条・六八三条一項)。商法の規定の下における約款では、消滅時効期間を三年と定めるとともに、その起算点は「支払事由が生じた日の翌日」または「支払事由が生じた日」とする旨を定めるのが通常であった。この種の約款規定は、昭和二〇年代の後半から各社の約款に登場したといわれている。

(2) 商法の規定の下において消滅時効期間を三年と定める約款規定については、「時効の利益はあらかじめ放棄することができない」と定める民法一四六条との関係等から、その効力を疑問とする意見もある。しかし、最高裁判成一五年一月一日判決(民集五七卷二二九六頁)は、かかる「時効消滅条項は、生命保険の場合には、保険金請求権を発生させる保険事故、殊に被保険者の死亡が保険金請求者の知らない間に生ずることが少なくないことを考慮して商法所定の上記消滅時効の期間を三年に延長したものである」と述べ、この約款規定が有効であることを前提として判決している。

(3) 保険法九五条一項は、「保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六三条又は九二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する」と規定している。従つて商法所定の二年の期間が三年に延長されている。

(4) 時効期間の起算点については見解がわかれており、最高裁判成一五年二月一日判決(民集五七卷二二九六頁)は、被保険者が約三年八か月間行方不明、生死不明となつた後、死亡しているのが発見された場合につき、被保険者の死亡が確認されるまでの間は消滅時効は進行しないと見解をとつているが、保険法ではこの問題

については特別の規定を設けていない。

三六 保険料返還義務

(1) 商法は六四三条で損害保険契約に関して「保険契約の全部又は一部が無効なる場合に於て保険契約者及び被保険者が善意にして且重大なる過失なきときは保険者に対して保険料の全部又は一部の返還を請求することを得」と規定し、六八三条一項でこれを生命保険契約に準用していた。この規定は、保険契約が無効である場合に保険者が保険料返還義務を負う範囲を制限するものであるが、商法六四三条の「被保険者」は、生命保険契約の場合には保険金受取人と読み替えるべきであると説く学説が多い。これによれば、生命保険契約の全部又は一部が無効となる場合には、保険者は保険契約者及び保険金受取人が善意で重大な過失がないときにかぎり、保険料の返還義務を負うことになる。このように保険者の保険料返還義務の範囲を制限するのは、悪意・重過失のある保険契約者等に対する制裁の趣旨であると解されている。保険者の保険料返還義務は商法では二年の時効によつて消滅する(商法六六三条・六八三条一項)。

(2) これに対して保険法では次のように規定している。

第六四条(保険料の返還の制限) 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 死亡保険契約が第三九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて

当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(この規定は片面的強行規定である。保険法六五条三項)。

(3) 商法と比較すると、商法では「保険契約の全部又は一部が無効なる場合において」といい、その無効の原因を示していないので、保険料返還義務が制限される場合の範囲を概括的に示した形になっているが、保険法では保険料返還義務が制限される場合を個別的具体的に規定している。保険法では保険者が保険料返還義務を負わないのは、保険者が保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取消した場合と、②保険契約者が遡及保険契約の申込又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていた場合とである。ただし、この②の場合については、「保険者が保険事故の発生を知って当該保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、保険料返還義務を負う」という例外がある。

三七 積立金払戻義務

(1) 商法は、保険者は、次の各場合において保険金の支払を要しないときは、「被保険者のために積立てた金額」を保険契約者に払い戻す義務を負う旨を規定している。

- ① 被保険者が自殺、決闘その他の犯罪又は死刑の執行により死亡した場合(商法六八〇条一項二号・六八〇条二項)。
- ② 保険金額を受け取るべき者が故意に被保険者を死亡させた場合(商法六八〇条一項二号・六八〇条二項)。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合(商法六四〇条・六八三条二項)。
- ④ 保険者が破産手続開始の決定を受けた場合において、保険契約者が契約を解除し、又は解除が行なわれない

め破産手続開始の決定の後三か月を経過したことにより契約が失効したとき（商法六五一条・六八三条二項）。

⑤ 保険者の責任が始まる前に保険契約者が保険契約を解除した場合（商法六五三条・六八三条二項）。

⑥ 危険の著増により保険契約が失効し、又は解除された場合（商法六五六条・六五七条・六八三条二項）。

商法のこれらの規定にいう「被保険者のために積立てた金額」とは、保険者が保険契約上の責任に備えるため収入保険料の一部を積立てることによって形成される責任準備金（保険業法一一六条）のうち、当該保険契約に対応する金額をいうものと解されてきた。約款ではこれを責任準備金というのが通常である。積立金払戻義務は商法上は二年の時効によつて消滅する（商法六八二条）。

(3) これに対して保険法では次のように規定している。

第六三条（保険料積立金の払戻し） 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時ににおける保険料積立金（受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。）を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第五一条各号（第二号を除く。）に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第五四条又は第五八条第二項の規定による解除

三 第五六条第一項の規定による解除

四 第九六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効

(この規定は片面的強行規定である。保険法六五条三項)。

(4) これによれば、保険法では、商法で「被保険者のために積立てた金額」といつていたものを「保険料積立金」といつている。そして保険法では、この言葉の意味を条文自体の中で詳しく説明している。この点は商法の場合との相違点である。しかし、保険者が保険料積立金を払い戻す場合の範囲は、商法の場合と大体同様である。すなわち、次のとおりである。

① 保険法六三条一号の「第五条各号(第二号を除く)に規定する事由」は、被保険者の自殺など保険者が免責となる場合である。商法上は積立金払戻義務がある。

② 保険法六三条二号の「保険者の責任が開始する前における第五条又は第五八条第二項の規定による解除」のうち、第五四条の規定による解除は保険契約者による解除である。保険法の規定のこの部分は、商法の「保険者の責任が始まる前に保険契約者が保険契約を解除した場合」(商法六五三条・六八三條三項)に対応する。保険法の規定でいう「第五八条第二項の規定による解除」は、被保険者による解除請求があつた場合の保険契約者による解除であつて、これについては商法には規定がない。なお保険法によれば、保険契約者は保険者の責任が開始した場合においても保険契約を解除することができるが(五四条)、保険法六三条の二号は「保険者の責任が開始する前における解除」の場合について規定している。保険契約者が保険者の責任の開始後に保険契約を解除した場合における保険料積立金の払戻義務の存否の問題については保険法には規定がない。

③ 保険法六三条三号の「第五六条第一項の規定による解除」は、危険増加による解除の場合である。この部分は、商法でいう「危険の著増により保険契約が失効し、又は解除された場合」(商法六五六条・六五七条・六八三條三項)

に対応する。

④ 保険法六三条四号の「第九六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効」は、商法でいう「保険者が破産手続開始の決定をうけた場合において、保険契約者が契約を解除し、または解除が行なわれないため破産手続開始の決定の後三か月を経過したことにより契約が失効したとき」（商法六一一条・六八三条二項）に対応する。

三八 解約払戻金支払義務

(1) 商法の規定の下における生命保険契約の約款では（前記三七で述べた積立金払戻義務について定めるほか）、①保険契約者が第二回以後保険料を支払わず保険契約が失効となった場合、②保険契約者が保険契約を解約した場合、及び③保険者が告知義務違反を理由に保険契約を解除した場合には、解約払戻金を支払う旨を定めているのが通常である。解約払戻金は解約返戻金ともいうが、保険者が保険契約の解約の場合に保険契約者に支払うべきものと定めている金額である。これは「被保険者のために積立てた金額」（すなわちその契約の責任準備金）から一定の金額（いわゆる解約控除額）を控除したものであると考えられており、通常は積立金よりも低い金額となる。

(2) 保険法ではこの解約払戻金支払義務に関する規定を設けていない。その理由については、「解約返戻金については、いわゆる無解約返戻金型商品や低解約返戻金型商品のように、商品設計とも密接に関連して多種多様な算出方法があり、そのすべてに妥当する一律の契約ルールを定めることは困難であることから、保険法では特に規定を設けていません」といわれている。⁶⁾

(1) 保険法に関する研究として、本稿の(二)一四八頁に記載した文献のほか次のものがある。

竹瀨修・木下孝治・新井修司編・保険法改正の論点(中西先生記念論文集)(法律文化社、平成二二年三月)

萩本修編著・一問一答保険法(商事法務、平成二二年五月)

金澤理監修・大塚英明・児玉康夫編・新保険法と保険契約法理の新たな展開(ぎょうせい、平成二二年一〇月)

甘利公人・山本哲生編・保険法の論点と展望(商事法務、平成二二年六月)

山下友信・米山高生編・保険法解説——生命保険・傷害疾病定額保険(有斐閣、平成二二年四月)

(2) 萩本修編著・これ一冊でわかる!新しい保険法六二頁。

(3) この種の約款規定について判示したものとして、福岡高判平成一六・七・一三(判タ一一六七号一六頁)がある。

(4) 萩本修編著・一問一答保険法七四頁。

(5) 萩本修編著・一問一答保険法七七頁。

(6) 萩本修編著・これ一冊でわかる!新しい保険法二二〇頁。

Ⅷ 第三者のためにする生命保険契約

三九 総説

商法では、保険契約者と保険金受取人が別人である場合を「他人のためにする保険」といい、これに関する数個の規定をおいていた(商法六七五条―六七七条)。保険法では、この種の契約の名称を「第三者のためにする生命保険」に改めるとともに、これに関する商法の規定を大幅に改正した。なお保険法二条五号には、保険金受取人とは「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう」との定義規定がある。保険契約者

と保険金受取人とが同一人である場合を「自己のためにする生命保険契約」ということは、保険法の下でも商法の場合と同様であると考えてよい（ただし、保険法の規定には「自己のためにする生命保険契約」という言葉はない）。

四〇 保険金受取人の権利取得

(1) 商法六七五条一項は、「保険金額を受取るべき者が第三者なるときは其第三者は当然保険契約の利益を享受す。但保険契約者が別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ」と規定していた。これに対して保険法四二条は、「保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然生命保険契約の利益を享受する」と規定している。保険法四二条は片面的強行規定である（同法四九条）。

(2) 第三者のためにする生命保険契約は、契約当事者以外の者である保険金受取人に直接保険者に対して保険給付を求める権利を与える趣旨をふくむものと解され、その意味で「第三者のためにする契約」（民法五三七条）の一種である。保険金受取人となっている第三者は、この契約の効果として、直接保険者に対して保険給付を請求する権利を取得する。しかも、——民法五三七条では、第三者の権利はその者が契約の利益を享受する意思を表示したときに発生するものとされているが——第三者のためにする生命保険契約の保険金受取人は、受益の意思表示をなすことを要せず、当然に権利を取得する（保険法四二条）。以上の点は、商法六七五条一項の場合も保険法四二条の場合も同様であると考えられる。

(3) 保険金受取人と定められた者が保険金請求権の取得を希望しない場合には、その権利取得を拒絶することができると解釈される（商法六五二条・六八三条一項参照）。

四一 権利取得の時期

保険金受取人が保険金請求権を取得する時期については、商法の規定の下では、「その者を保険金受取人とする指定が保険契約締結の際に行なわれているときは、保険契約締結の時、指定が保険契約締結後に行なわれているときは、その指定の時である」と説明されてきた。この説明は、実質上は、契約当事者以外の者が保険金受取人となり、権利を取得する面を重要視したものである。そしてこの説明は、例えば保険契約者兼被保険者であるAが某年四月の保険契約締結時には自分自身を保険金受取人と定め、契約締結後、例えば同年五月に別人Bを保険金受取人と定める場合には、この五月段階におけるAの行為は、Bを保険金受取人に指定するものであるという考え方によっている。商法の規定では、例えば商法六七七条一項は、「保険契約者が契約後保険金額を受取るべき者を指定又は変更したるときは保険者に其指定又は変更を通知するに非ざれば之を以て保険者に対抗することを得ず」と規定しているが、この規定は保険契約締結後に保険金受取人の指定が行なわれる場合があることを認めるものである。

これに対して保険法では、四三条一項で、「保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができ」と規定し、四三条二項で「保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする」と規定しているが、これらの規定では、上記の例の五月段階における保険契約者兼被保険者Aの行為(すなわちBを保険金受取人とする行為)は、保険金受取人の指定ではなく、保険金受取人の変更であるという考え方によつてしていると解釈される。すなわち、はじめ契約締結時にはAが保険金受取人と定められ、後にこれがBに変更されると解釈される。そうであるとすれば、保険法では、保険契約締結後に保険金受取人の指定という行為が行なわれることはない。保険金受取人の指定はすべて契約締結時に行なわれる。契約締結後には保険金受取人の変更のみが可能である。

本稿の以下の説明では、保険法のこの用語法に従うこととする。

四二 保険金受取人が取得する権利

(1) 第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人は、直接保険契約にもとづき、自己固有の権利として保険金請求権を取得する。保険契約者がいったん保険契約にもとづいて取得した権利を、保険契約者から承継的に取得するのではない。このことは、はじめ保険契約者自身が保険金受取人と定められ、契約締結後にこれが第三者に変更される場合でも同様である。

(2) 第三者である保険金受取人が取得する保険金請求権は保険契約にもとづくものであるから、その内容は保険契約の定めるところに従い、また保険契約に関する諸事情によって影響をうける。すなわち、保険金請求権は、保険事故が発生した場合にはじめて具体的な金銭の支払を求める権利となるものである。保険事故が発生しても、保険者免責事由（保険法五一条）があるときは、保険者は保険金支払義務を負わない。保険者は保険契約にもとづく一切の抗弁事由を保険金受取人に対しても主張することができる。

(3) 第三者である保険金受取人が取得するのは、保険金請求権のみであるのが原則である。保険契約にもとづくその他の権利、例えば保険証券の交付請求権（保険法四〇条）、契約解除権、保険料返還請求権などは、契約当事者としての保険契約者に帰属する。保険料積立金の払戻請求権（保険法六三条）も同様である。

四三 保険金受取人の義務

保険金受取人は上記のように第三者のためにする生命保険契約にもとづき保険金請求権を取得する。しかし、契約当事者の合意により第三者に義務を負わせることは認められない。したがって、第三者のためにする生命保険契約の保険金受取人は、保険契約にもとづいて当然に義務を負うことにはならない。ただし、保険法は、保険金受取人は被保険者死亡の通知義務を負うものとしている(同法五〇条)。商法はこのほか保険契約者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険者は保険金受取人に対して保険料の支払を求めることができるものとしていたが(商法六五二条・六八三条一項)、保険法にはこの趣旨の規定はない。

四四 保険金受取人の変更(権限の留保を要しない)

(1) 商法は、保険契約者は保険契約締結時に保険金受取人を指定又は変更する権利を留保することができるが、この留保がある場合には、保険契約者は保険者又はもとの保険金受取人の同意を要せず、保険金受取人を変更することができるものとしていた(商法六七五条)。従つて商法上は、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保している場合と、指定・変更権を留保していない場合とがあり、前者の場合(指定・変更権の留保がある場合)には、保険契約者は保険者・保険金受取人の同意を要せず、保険金受取人の指定・変更ができるが、後者の場合(指定・変更権の留保がない場合)には、保険契約者が保険者・保険金受取人の同意なしに保険金受取人を指定・変更することはできない旨が定められていたことになる。なお、商法の規定の下における約款では、保険金受取人の指定・変更権の留保があることを前提とした規定を設けているのが通常であった。

(2) これに対して保険法では、「保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる」と規定している(四三条)。これによれば、保険契約者が契約締結時に保険金受取人の指定又は変更をする権利を留保しているかどうかは、問題とならない。保険法では、保険契約者が保険金受取人変更の権利を事前に留保していないときでも、保険金受取人の変更をすることができる。これは商法の規定の下における約款では、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を有する旨を規定しているものが多いことを考慮するとともに、保険金受取人の変更について保険契約者が有する利益を重視したものと解釈される。

なお保険法四三条は、保険契約者が保険金受取人の変更をなしうるのは保険事故発生の時までであると規定している。これは商法には明文の規定がなかった点である。

(3) 保険法四三条についてはこれを強行規定とする旨を定める規定はなく、同条は任意規定である。従って、約款でこれを変更して、例えば「保険契約者は保険金受取人の変更をすることができない」旨を定めることもできるような規定があるときは、保険契約者によっていったん保険金受取人と定められた者は、確定的に保険金請求権を取得することになる。ただし、商法の規定の下における約款では、保険契約者は保険金受取人の変更をすることができ旨を定めているのが通常であり、保険法の下で保険契約者が保険金受取人の変更ができない旨を定める約款規定が実際にどの程度出現するのかは明らかでない。

(4) 商法は、保険金受取人の指定・変更権の留保がある場合に関して、保険契約者がその権利を行使しないで死亡したときは、保険金受取人の権利はこれによって確定すると規定していた(商法六七五条二項)。保険契約者が同時に被保険者でない場合には、はじめの保険契約者が死亡しても保険契約は当然に終了とはならず、保険契約者の相続人

が保険契約者の地位を承継して、保険契約は引続いて存続していくことになるが、商法のこの規定によれば、保険金受取人の指定・変更ができるのは、一番はじめの保険契約者だけである。保険契約者の承継人は、自分が保険料の支払を続けていく場合でも、保険金受取人の指定・変更はできない。それに対して保険法にはこの趣旨の規定はない。はじめの保険契約者が死亡したときは、その相続人など保険契約者の地位を承継する者は、保険金受取人の変更をすることができる。

四五 保険金受取人の変更 (効力発生要件等)

(1) 商法は、保険契約者が保険契約締結後に保険金受取人を指定又は変更したときは、保険者にその指定又は変更を通知するの でなければ、これをもって保険者に対抗することができないと規定し、従って保険金受取人の指定・変更の對抗要件について規定しているが、保険金受取人の指定・変更の意思表示は誰に対してなすべきかについては規定していない。商法の規定の下における学説では、保険金受取人の指定・変更の意思表示は保険者に対してしてもよいが、例えば新しく保険金受取人になる者等、保険者以外の者に対する意思表示でもよいとする者が多い。判例では、最高裁昭和六二年一〇月二九日判決 (民集四一卷七号一五二七頁) は、「商法六七五条ないし六七七条の規定の趣旨に照らすと、保険契約者が保険金受取人を変更する権利を留保した場合 (同法六七五条一項但書) において、保険契約者がする保険金受取人を変更する意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解す

るのが相当である」と判示している。

(2) これに対して保険法では、「保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする」と定めるとともに（保険法四三条二項）、前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない」と規定している（保険法四三条三項）。

四六 保険金受取人の変更（遺言による変更）

(1) 保険金受取人の変更を遺言でなしうるかについては商法には規定がなく、商法の下における解釈論としては、見解がわかれていた。遺言でもなしうるとする見解が多かつたようであるが、反対説もあり、これと別に「遺言の場を借りて」保険金受取人の変更をなしうるとする見解もあつた。この最後の見解は、遺言の効力の発生時期（すなわち遺言者の死亡の時、民法九八五条）よりも早い時期、例えば遺言作成の時、に保険金受取人変更の効力が生ずることを認めるものである。

(2) 保険法では「保険金受取人の変更は、遺言によつてもすることができる」と定めるとともに（四四一条一項）、「遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない」と規定している。

四七 保険金受取人の変更 (保険金受取人が先に死亡した場合)

(1) 保険金受取人が保険契約者 (兼被保険者) よりも先に死亡することがある。この場合において保険契約者 (兼被保険者) が保険金受取人を別の者に変更したときは、その新しい保険金受取人が保険金請求権を取得する。この場合には、通常は特別の問題は生じない。

それに対して、はじめの保険金受取人の死亡後、保険金受取人の変更が行なわれていない段階で保険契約者 (兼被保険者) が死亡したときは、どうなるか。この問題はやや複雑である。この問題について判例では、大審院大正一一年二月七日判決が「商法四二八条の三第二項 (昭和一三年改正商法六七六条二項) の適用により、はじめの保険金受取人の相続人が保険金受取人となる。その者も死亡している場合には、相続人の相続人又はその順次の相続人で被保険者死亡の時に生存している者が保険金受取人となる」という見解をとり、これが最近の最高裁判決でも受けつがれている (例えば最判平成五・九・七民集四七巻七号四七四〇頁)。

以上の判例の見解に対して、学説ではこれに賛成のものが多く。

商法の規定の下における約款では、次の規定を設けているものがある。「死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 (法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人) で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人とします。」これは、上記の大審院判決及び最高裁判決が述べていることを、そのまま約款で定める趣旨であるとみられる。

(2) この問題について保険法では、「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡した場合には、その相続人の全員が

「保険金受取人となる」という規定が設けられた(四六条)。その具体的適用については各場合について個別的に検討すべきである。

四八 保険金受取人の変更(被保険者の同意)

保険法四五条(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)は、「死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない」と定めている。

商法では、六七七条二項で、他人の生命の保険契約に関する規定である六七四条一項を保険金受取人の指定及び変更に準用する旨を定めており、これによれば、保険契約者と被保険者が別人である契約において、保険契約者が契約締結後に保険金受取人の指定又は変更をする場合には、——被保険者を保険金受取人とする場合のほかは——被保険者の同意をえなければならぬことになる。商法ではこのように、保険金受取人の指定・変更により被保険者を保険金受取人とする場合には被保険者の同意をえることは不要である旨が定められているが、保険法にはこの趣旨の定めはなく、被保険者を保険金受取人とする場合にも被保険者の同意をえることが必要である。

四九 保険金受取人の介入権

(1) 保険金受取人は保険事故が発生した場合に保険金の支払をうける権利を有するが、保険契約の存続中に保険契約者の資産状態が悪化し、保険契約者の債権者が解約返戻金を差押えて保険契約を解除するという状況が生じたときは、保険金受取人の権利は失われる。このような場合に、保険金受取人は解約返戻金に相当する金額を差押債権者に

支払うことにより、差押債権者の解除の効力を失わせることができるのが保険金受取人の介入権の制度である。保険金受取人にこの権利が認められる場合には、保険金受取人はこれを利用することにより、保険契約者の債権者等により保険契約が解除されることを防止し、保険契約上の利益を引続きうけることができる。介入権については商法には規定がなかったが、保険法はこの権利を認める規定を新設した(六〇条―六二条)。

(2) 保険法によれば、①保険契約者の債権者が解約返戻金請求権を差押え、保険契約を解除して解約返戻金の支払をうけようとする場合(上記①で述べた場合)のほか、②保険契約者が破産手続開始の決定をうけ、破産管財人が保険契約を解除して解約返戻金を破産財団に組入れようとする場合などにも、介入権が認められる。

保険法はこの場合の差押債権者等の解除は、その通知がされてから一か月を経過したときに効力を生ずるものとするとともに(六〇条一項)、その間に保険金受取人が保険契約者の同意をえて、解約返戻金に相当する金額を差押債権者等の解除権者に支払い、保険者に対してその通知をすれば、差押債権者等の解除は効力を生じないとしている(六〇条二項)。ここでいう「解約返戻金に相当する金額」は、法文では、「その通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額」である。なお、この介入権を認められるのは、保険契約者以外の保険金受取人であつて、保険契約者もしくは被保険者の親族又は被保険者であるものにかぎられる(六〇条二項)。

IX 保険金請求権の譲渡等についての被保険者の同意

五〇 総説

(1) 商法は、他人の死亡を保険事故とする保険契約を締結する場合にはその者の同意をえなければならぬとするほか、①他人の死亡の保険契約においてその契約から生ずる権利を譲渡する場合、及び②保険契約者が被保険者である場合において保険金額を受取るべき者がその権利を譲渡する場合にも被保険者の同意をえなければならぬとしていた（商法六七四条二項三項）。保険金請求権の譲受人が保険契約を悪用する状況が生ずることを防ぐためであることはいうまでもない。

(2) これに対して保険法では「死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（保険事故が発生した後になされたものを除く）は、被保険者の同意がなければその効力を生じない」と規定している（四七条）。これは基本的には商法六七四条二項三項と同じ趣旨のものであるとみられる。ただし、保険法では、保険金請求権に対する質権の設定についても被保険者の同意を要求している。

X 生命保険契約の終了

五一 保険契約者による解除

(1) 商法では、六五三条で損害保険契約に関し「保険者の責任が始まる前に於ては保険契約者は契約の全部又は一部の解除を為すことを得」と規定し、六八三条一項でこれを生命保険契約に準用していた。保険法ではこれを改め「保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる」と規定している。保険契約者は保険者の責任開始の前後を問わず、保険契約を解除することができるとする趣旨である。解除の効力については保険法五九条で「生命保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる」と規定している。

(2) 約款では、従来から、保険契約者はいつでも保険契約を将来に向かつて解除することができる旨を定めているのが通常である。なお約款では保険者は解約返戻金を支払う旨を定めていることが多いが、保険法ではこの場合の解約返戻金の支払については規定していない。

五二 重大事由による解除権

(1) 重大事由による解除権とは、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険契約締結後に、故意の保険事故招致や保険事故発生の仮装による保険金請求などの詐欺的な保険金請求を行なった場合に、保険者が信頼関係の破壊を理由として保険契約を解除することができる権利である。これを「重大事由による解約権」、又は「特別解約権」

ということもある。この解除権については商法には規定がなく、学説では昭和五五年頃から解釈論としてこれを認めるべきであるという主張が行なわれるようになったものである。ただし、学説では、これと異なり、信賴関係の破壊を理由にこの解除権を認めるのは適当でなく——危険の著増等の——別の理論構成によるべきであると説くものもある。

商法の規定の下における判例では、重大事由による解除権を認めた下級審判決が数件ある。⁽¹⁾

保険約款では、疾病保険関係の特約については昭和六二年から、主契約たる生命保険契約の約款では昭和六三年から、保険者に重大事由解除権を認める規定が設けられた。約款では、「重大事由による解除」の見出しの下に、解除事由、解除通知の相手方、解除の効果等について規定している。

解除事由については、商法の規定の下における約款では、①保険契約者、被保険者又は保険金の受取人が保険金、年金又は給付金を詐取する目的、もしくは第三者に保険金、年金又は給付金を詐取させる目的で事故招致をした場合、②保険金、年金又は給付金の請求に関し、保険金、年金又は給付金の受取人の詐欺があつた場合、③他の保険契約との重複によつて、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合、④その他保険契約または付加している特約を継続することを期待しえない第一号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合をあげているのが通常である。解除の効果の問題については、約款は告知義務違反の場合の解除の効果の規定を準用する旨を定めているのが通常である。

(2) 保険法では次の規定が設けられた。

保険法五七条（重大事由による解除） 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約（第一号の場合にあつ

ては、死亡保険契約に限る。)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

保険法五七条による解除の効力については、一般には、「生命保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる」という保険法五九条一項の規定が適用されると解釈されるが、保険法五九条二項三号では、重大事由による解除の場合には、保険法五七条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故については保険者は保険金支払義務を負わないと定めている。これは重大事由解除の場合における保険金支払義務の存否の問題については、保険法五九条一項とは別の規定で定めるといふ趣旨である。従つて、重大事由による解除が行なわれた場合の保険金支払義務の存否の問題は、この後者の規定(すなわち五九条二項三号)によつて判断しなければならない。

保険法五七条の規定に反する特約で、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なものは無効である(保険法六五条二号)。

(3) 保険法五七条が定めている解除事由は、大体において以前の約款が定めていたものと同じである。以前の約款規定にあつた「他の保険契約との重複によつて保険金額が著しく過大である場合」は、保険法五七条の文言には出ていないが、保険法ではこれを五七条三号にふくめて判断する——すなわち、これが実質的にみて五七条三号に該当す

る場合には三号事由による解除を認める——ことを予定しているものとみられる。

五三 被保険者による解除請求

(1) 保険契約者が自分以外の者を被保険者とする死亡保険契約を締結するには、被保険者になる者の同意をえなければならぬ（保険法三八条）。被保険者が保険契約者からの依頼により自己を被保険者とする死亡保険契約の締結について同意を与え、保険契約が締結された場合において、保険契約締結後に、例えば保険契約者が保険金取得目的のために被保険者を殺害する意図であることが判明し、被保険者がその保険契約の解消を希望する状況が生ずることがある。商法の規定の下では、このような場合に被保険者が以前に与えた同意を撤回し、又はその他保険契約を解消するための手段がなかった。

(2) これに対して保険法では、被保険者は一定の場合には保険契約者に対し当該死亡保険契約の解除を請求することができる旨の規定を設けた。被保険者が解除請求をすることができるのは、次の第一号から第三号までに該当する場合である（保険法五八条一項）。

第一号——保険法五七条一号又は二号にかける事由がある場合。

第二号——前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合。

第三号——保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三八条の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合。

以上のうち第一号でいう保険法五七条一号にかかげる事由は、「保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと」である。第一号でいう保険法五七条二号にかかげる事由は、「保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと」である。

(3) 保険法五八条二項は、「保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる」と規定している。この規定はやや複雑であるが、「被保険者が保険法所定の要件をみたす解除請求をしたときは、保険契約者は保険契約を解除する義務を負うことになる。保険契約者が解除をしないときは、被保険者は保険契約者に対して保険契約の解除を求める訴えを提起することになる(民執一七四条一項参照)」と説明されている。⁽²⁾

(1) 大阪地判昭和六〇年八月三〇日(判時一一八三号一五二頁)、東京地判昭和六三年五月三日(判時二二九七号二二九頁)、岐阜地判平成一二・三・二三(金融商事判例一一三二号四三頁)。

(2) 萩本修編著・一問一答保険法一九七頁。